

生活指導だより

2017. 6. 15 (木)
岸和田市立八木南小学校
校長 香川潤子
生活指導委員会

不審者侵入時の避難訓練を実施

5月の『一斉下校』や『火災時の避難訓練』に引き続き、6月12日(月)に、『不審者侵入時』に備えての避難訓練を実施しました。

附属池田小学校の事件が起こってから、14年が経ちます。校内で、あのような惨劇が二度と起こらないようにと、本校では、毎年実施しています。

しかし、不審者が襲ってくるのは、教師が子どもの側にいる時とは限りません。池田の事件は、休憩時間でした。放課後の運動場で起こることも登下校時に起こることもあります。私たち教師が緊急時に備え、対応について考え・訓練しておくことは、もちろん重要ですが、それとともに、子どもたちが、できるだけ

『自分の身は自分で守る』ことが、何より重要であると思います。

★不審者対策避難訓練を終えて

～合い言葉は『いかのおすし』～

今回の不審者侵入時の避難訓練は、「2時間目に1年教室前に不審者が現れた」という設定で訓練をしました。私たち教職員は、児童と一緒に訓練の前に、我々教職員のみで、岸和田警察防犯係の方に来ていただいて、訓練を行いました。警察官が不審者役になり、本番さながらの緊張感のある訓練でした。児童の命を守ることの重要性、難しさを痛感しました。

訓練当日、子どもたちは真剣に、窓を閉めたり、机を出入り口に並べたり、イスを持ち、できるだけ出入り口から離れ、先生の指示に従って行動できました。その後、不審者が確保されたことを確認し、運動場に避難し、集合しました。短い時間で静かに集合出来たことは、大変良かったと思います。その後、不審者と遭遇した時の心得を子どもたちに話をしました。キーワードは、『いかのおすし』です。

『いか』は、ついてい**か**ない。『の』は、車に**の**らない。『お』は、**お**お声を出す。『す』は、**す**く逃げる。『し』は、**し**らせる。

この合い言葉を覚え、知らない人や、変な人には、ついてい**か**ない。知らない人の車には、乗らない。大声を出す。すぐ逃げる。警察や学校に知らせる。このことをいつも頭に入れて、生活してほしいと、子どもたちに話しました。

大阪府健全育成条例

1、夜間営業を行う施設への立ち入り制限等

ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェの営業者は18歳未満の者を以下の時間帯に当該施設に立ち入らせてはいけません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後7時～翌日の午前5時
・16歳未満で保護者同伴の場合 ・16歳未満の者が、保護者の承諾を得た指導者の監督の下、ボウリング競技に参加し、そのための練習を行う場合 ・16歳以上18歳未満の者	午後10時～翌日の午前5時

- *小・中学生同士で夜7時以降に、これらの施設で遊ぶことは禁止されているということです。
- *保護者、指導者と一緒であっても、夜10時までが限度と言うことです！だから保護者同伴でも、上記の時間帯にカラオケボックス等に入店しようとしても店員さんから拒否されることもあります。もちろん赤ちゃんを連れて夜10時過ぎてカラオケボックスで歌っているのもダメです。

2、夜間に外出させない保護者の努力義務

保護者は、通学、通勤その他正当な理由がある場合を除き、以下の時間帯に18歳未満の者を外出させないように努めなければなりません

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
・16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

- *午後8時以降、小学生は家にいるということです。夜店も同じです。
- *塾やスポーツクラブの活動は保護者の承諾、指導者の許可があれば大丈夫です。ただし活動が終わればまっすぐに帰宅しなければなりません。寄り道はだめです。
- *深夜から早朝の初詣も子どもたちだけでは行けません

3、夜間の連れだし等の禁止

誰でも保護者の承諾を受けずに以下の時間帯に18歳未満の者を連れ出し、同伴し、とどめた場合は30万円以下の罰金を課されることがあります。

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
・16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

- *誰でも→知り合いのお兄さん、お姉さん、親戚のおじさん、友人でもダメ！

これらのことが守れないと保護者には警察から注意され、児童、生徒は警察に補導されます。